

GAP 認証取得等支援の取組に係る留意事項

第3の2の取組の実施に係る留意事項は、次のとおりとする。

1 事業実施計画の策定

第12の4の公募において、第3の2の取組の実施を希望する者（以下「GAP 応募者」という。）が策定する事業実施計画には、次に掲げる事項を含むものとする。

(1) GAP 認証の取得

ア 輸出する農産物に係るGAP 認証取得のニーズの状況

イ GAP の実践に関する次に掲げる事項

(ア) 輸出に向けて特に行うべきリスク管理の項目及びその管理手法

(イ) (ア)において、機械等を導入するリスク管理手法の合理的なモデルの取組の場合にあつては、機械等の導入する必要性、機械等の仕様及び用途並びに利用者の範囲及び機械等の導入以外のリスク管理手法との比較分析

なお、第4の2(2)ア又はイのいずれかの目標を設定する場合に限り、当該機械等のリース導入を含めることができるものとする。

(2) 商談

ア 商談の方針

イ 事業実施期間中に計画している商談の内容

(3) 取組に対する効果検証の方法

2 事業実施計画の審査

(1) GAP 認証取得等支援に係る第12の5(1)の書面審査は、次に掲げる者を構成員を含む公募選考委員会により行うものとする。

ア 事業実施主体の事業担当者

イ 複数名のGAPに関する専門的知見を有する外部有識者

ウ 農林水産省職員

(2) 公募選考委員会は、応募のあった事業実施計画（以下「応募計画」という。）について、内容の不備等のほか、GAP 認証取得を通じた輸出のための取組としてモデル的な内容であるかの観点から書面審査を行うものとする。

特に機械等のリース導入支援については、輸出に向けた合理的なリスク管理という観点から、機械等の導入の必要性や機械等の導入によらないリスク管理手法と比較した場合の定量的な優位性、導入する機械等に

係る規模決定の妥当性の点に留意して書面審査を行うものとする。

- (3) 第3の2(1)なお書きに掲げる事業実施主体の承認とは、事業実施主体が、機械等のリース導入支援を含む応募計画が書面審査に合格したGAP応募者を、GAP認証取得等支援対象者として採択することをいう。

3 機械等のリース導入の取組基準

機械等のリース方式による導入の支援基準は次のとおりとする。

(1) 対象機械等の利用者の範囲

対象機械等の利用者は、事業実施主体が採択したGAP認証取得等支援対象者のうち農業者等及び協議会の構成員（農業者等に限る。）とする。

(2) 対象機械等の範囲

次に掲げる機械等は対象機械等の範囲から除くものとする。

ア トラクター、田植機、田植装置を有する栽培管理ビークル及び自脱型コンバイン（収穫物の生体量測定及び品質分析の機能を有するものを除く。）

イ 販売業者により設定されている希望小売価格（希望小売価格が設定されていない場合には一般的な実勢価格）が消費税を除いて50万円未満のもの

ウ 機械等の利用者が現に利用しているものと同程度の能力の機械等への更新とみなされる機械等

(3) 対象機械等の規模

対象機械等の規模は、輸出に向けた取組面積や利用量等に応じた適正な処理能力とする。

(4) 対象機械等のリースに係る支援額の上限

ア GAP認証取得等支援対象者が申請できるリースに係る支援額の上限は、基本上限額を限度とする範囲内において、事業実施主体が予算の執行状況等を勘案して設定するものとする。

なお、GAP認証を団体認証で取得する場合で、かつ、当該団体を構成する経営体が共同して対象機械等を使用する場合にあつては、基本上限額に関わらず、次に掲げる額を限度とする範囲内において上限額を設定できるものとする。

基本上限額×団体認証を構成する経営体数（既に団体認証を取得している団体にあつては、新たに団体に追加する農業者等の数に限る。）

イ アの上限額は、GAP認証取得等支援対象者の公募を行う際に、あらかじめ示すものとする。

(5) リース契約の条件

本事業の対象とするリース契約は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

ア 事業実施計画に記載された利用者及び対象機械等に係るものであること。

イ リース事業者が納入する機械等は原則として一般競争入札で選定すること。

ウ リース期間が4年以上でかつ法定耐用年数以内であること。

エ 国から他に直接又は間接に補助金等の交付を受けておらず、かつ、受ける

予定がないものであること。

オ リース契約には、リース期間終了後、利用者にリース物件を譲渡する旨の定めがないこと。

(6) リースに係る支援額の返還

事業実施主体は、GAP認証取得等支援対象者が次に掲げるいずれかの事由に該当した場合には、当該GAP認証取得等支援対象者に対し既に交付された補助金の一部又は全部の返還を求めることができるものとする。

ア 本事業において導入した機械等のリース契約を解約又は解除する場合

イ 本事業において導入した機械等が消滅又は消失した場合

ウ 本事業においてGAP認証取得等支援対象者が導入した機械等について、正当な理由がなく、GAP認証取得等支援対象者の策定した事業実施計画に従って適正かつ効率的に利用されていないと判断され、かつ、改善の見込みがないと認められる場合